

IFRSにおける適用上の論点 第4回 共通支配下の企業の結合

有限責任 あずさ監査法人 IFRS本部 パートナー 田中 弘隆
有限責任 あずさ監査法人 IFRS本部 マネジャー 太田 実佐

はじめに

本連載の第1回(No.3049)では、IFRSは「原則主義」であることを紹介したうえで、適用上の判断に迷う典型的なケースとして、会計方針の策定が必要となる場合があることを解説しました。

前回(No.3058)は企業結合を取り上げましたが、第4回となる今回は、基準書等が存在しない場合の典型例として、企業結合の中でも共通支配下の企業の結合を取り上げます。

なお、文中意見にわたる部分は筆者の私見であること、当法人の見解については随時見直しが行われる可能性があることを予めお断りします。

共通支配下の企業の結合とは

共通支配下の企業または事業が関与する企業結合とは、すべての結合企業または結合事業が最終的に企業結合の前後で同じ当事者によって支配され、その支配が一時的なものではない企業結合をいいます(IFRS第3号B1項)。

企業結合の会計処理を定めたIFRS第3号の適用範囲から、「共通支配下の企業又は事業の結合」は除かれており(IFRS第3号第2項)、実務上、多様な会計処理が行われているといわれています。

このため、2011年7月に国際会計基準審議会(IASB)により公表された「アジェンダ・コンサルテーション2011」に対し、共通支配下の企業の結合は優先順位が高いプロジェクトであるとコメントした回答者が多く¹、基準の開発が求められている分野であると考えられます。

共通支配下の企業の結合の主な特徴

共通支配下の企業の結合は、共通支配下ではない取引と比較して、様々な特質があるとわけていますが、最も際立った特徴は、独立第三者間取引ではなく、関連当事者間取引(IAS第24号第9項)であるという点です。また、関連当事者間取引の中でも、共通支配下の企業の結合に特徴的なのが、企業結合が、連結グループ最上位の親会社の意向を受けて行われることが多いということです。例えば、共通支配下の企業の結合を行うか否かは最上位の親会社が決定し、取得対価やタイミングなどの条件についても最上位の親会社の意向を受けることが、通常の企業結合と比較して多いと考えられます。

¹ http://www.ifrs.org/Current+Projects/IASB+Projects/IASB+agenda+consultation/meeting_summaries/IASB+January+2012.htm

最上位の親会社により決定された取得対価の下では、共通支配下の企業の結合をグループ内の資本再構成であると捉えることから、最上位の親会社とその支配下にある各企業との資本取引という側面が含まれると考えられます。

また、最上位の親会社の意向を受けた共通支配下の企業の結合では、取得者の識別が困難である場合があるといわれています。

IFRS第3号では、移転された対価は、通常は、取得日の公正価値であるという前提が置かれています(IFRS第3号第32項(a)(i))。企業結合により取得したのれんは、基本的には、取得日の公正価値を示す取得対価と被取得企業の識別可能資産及び負債の正味の金額との差額により算定されます(同項)が、取得対価が公正価値を示さない場合には、のれんとして認識可能か否かが論点になる(参考:IFRS第3号BC313項)と考えられます。

この他、IFRS第3号では、被取得企業が企業結合以前に資産として認識していなかった場合でも、のれんとは別に識別可能な無形資産が認識される場合があるとしており(IFRS第3号第13項, B31項)、共通支配下の企業の結合では、このような無形資産の認識規準を満たすか否か(IAS第38号第33項)や、共通支配下の企業の結合において、取得者の識別が求められる(IFRS第3号第6項, 第7項, B13項-B18項)のかという点などについても特に検討課題となると考えられます。

上記の論点等を踏まえて、欧州財務報告アドバイザーグループ(EFRAG)とイタリアの会計基準委員会(OIC)が2011年10月に公表したディスカッション・ペーパー(以下、DP)「共通支配下の企業結合の会計処理」²では、共通支配下の企業の結合における譲受企業の会計処理については、様々な見解が考えられるとしています。

ここでは、紙幅の関係上、DPの見解について詳しく説明はしませんが、当法人が共通支配下の企業の結合に対してどのような解釈を行っているのか、また、その具体的な処理を確認していきます。

連結財務諸表の会計処理

1. 譲受企業(取得企業)の連結財務諸表上の処理

当法人の見解では、譲受企業(取得企業)の連結財務諸表上、次のいずれかを会計方針として選択することができ、継続して適用することが求められます。

- 簿価会計
取得した資産及び負債を簿価により認識する。
- 取得法
IFRS第3号に基づき取得法を類推適用する。

(1) 簿価会計

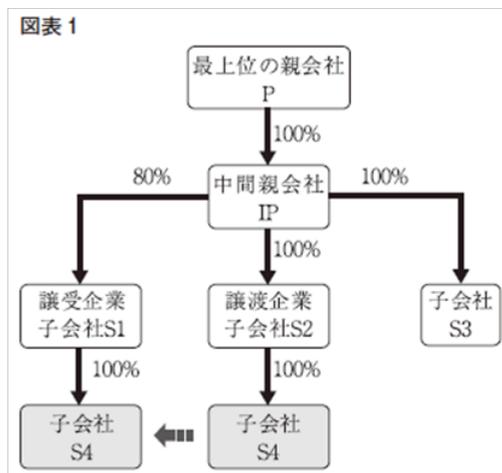
簿価会計は、投資が単に同一グループ内のある企業から別の企業に移転しただけであり、各企業(法的主体)が有する勘定は、より上位グループの勘定から数値を分割されたものという考えに基づいています。

² http://www.efrag.org/files/bcucc/bcucc_DP.pdf

具体的には、共通支配下の企業の結合を、連結グループ内の資本再構成であると捉え、企業結合は、一旦、最上位の親会社を通して行われたと考えて、会計処理を行います。すなわち、取得した資産及び負債の帳簿価額と支払った対価との差額がある場合には、当該差額は最上位の親会社との取引から生じるものと考え、資本取引(分配又は拠出)として会計処理を行うこととなります。

また、当法人の見解では、譲受企業は、取得した資産及び負債を認識する際に、以下のいずれかの簿価を会計方針として選択することができ、継続して適用することが求められます。

- 譲渡企業
- 譲受企業
- 最上位の親会社
- 中間親会社



(2) 取得法

共通支配下の企業の結合に取得法を適用するのは、共通支配下の企業はそれ自身が権利義務の主体となる個別の会社であり、全体としての経済グループと混同してはならないという考えに基づいています。

IFRS第3号の取得法に従うと、取得企業³は、取得日⁴において、原則としてすべての識別可能な資産及び負債を公正価値で認識し、支払対価⁵と被取得企業の識別可能純資産との差額としてのれんを認識します。

当法人は、取得法を適用する際には、のれんの認識を含めてIFRS第3号を全面的に類推適用しなければならないと考えています⁷。ただし、取得法が割安購入によって明らかに利益を生じさせる場合には当該金額は取得企業の株主からの拠出資本として会計処理をすることを考えています。

3 取得企業の識別が求められる(IFRS第3号B13項)。したがって、譲受企業は必ずしも取得企業とはならない。

4 取得企業が被取得企業の支配を獲得した日(IFRS第3号第8項)。前回(No.3058)参照。

5 取得日の公正価値で測定する(IFRS第3号第32項、第33項、第37項-第40項)。

6 非支配持分がある場合には、非支配持分との合算(IFRS第3号第32項)。前回(No.3058)参照。

7 この点、共通支配下の企業の結合で、例えば支払対価が現金である場合に、現金と取得企業の公正価値との差は、資本として処理するものと考えられる。

2. 譲渡企業の連結財務諸表上の処理

当法人によると、譲渡企業については、図表2の基準が適用されることとなります。スピノフとは、一般的には企業が子会社株式を自らの所有者に移転して、その結果、企業が当該子会社に対する支配を喪失する場合（IFRS第10号⁸BCZ184項）をいい、共通支配下の取引では非交換取引である資産の分配⁹が該当すると考えられます。

図表2

スピノフ以外	IFRS第10号 ^{*1}
スピノフ	・IFRIC第17号の類推適用 ・簿価会計 ^{*2}

*1 当法人の見解では、事実と状況により、資本取引（抛出又は分配）が生じているか検討を行う。

*2 当法人の見解では、IFRIC第17号と簿価は、会計方針として選択可。

連結上の支配の喪失をもたらす処理は、IFRS第10号「連結財務諸表」が適用されます（IFRS第10号第25項、第26項、B97項-B99項）。

ただし、IFRS第10号は、一般的な支配の喪失を取り扱っていますが、スピノフは取り扱っていません（IFRS第10号BCZ184項）。共通支配下の取引における譲渡企業側からみてスピノフに該当する場合、譲渡企業にとっての資産の譲渡は、最終的な所有者である最上位の親会社に対して配当を行ったものと考えられることができるため、所有者に対する非現金資産の分配の会計処理を定めたIFRIC第17号の適用範囲となると考えることもできます。

しかしながら、IFRIC第17号は、分配の前後において同一の集団に支配される非現金資産の分配には適用されない（IFRIC第17号第5項）ため、やはりIFRIC第17号の適用範囲からは除外されることとなります。

IFRIC第17号では、非現金資産の分配にかかる負債を、企業の自由裁量ではなくなった時点で、公正価値にて資本から控除し、譲渡時点において認識を中止した資産の簿価と負債の差額を純損益で認識します。

当法人の見解では、スピノフについては、非現金資産の分配にかかる負債を、次のいずれかによって、測定することができるとしています。

- 公正価値（IFRIC第17号を類推適用）
- 帳簿価額

なお、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」の規定は、共通支配下の取引における譲渡企業にも適用されます。

次からは、設例を用いて共通支配下の企業の結合¹⁰の具体的な会計処理を説明します。設例1では、譲受企業（取得企業）の会計処理、設例2では、譲渡企業の会計処理を取り上げます。なお、いずれの設例においても、最上位の親会社（設例では企業A）の連結財務諸表は、共通支配下の企業結合により影響を受けません。企業結合の前後において最上位の親会社の連結財務諸表上の財政状態は変わらないためです。

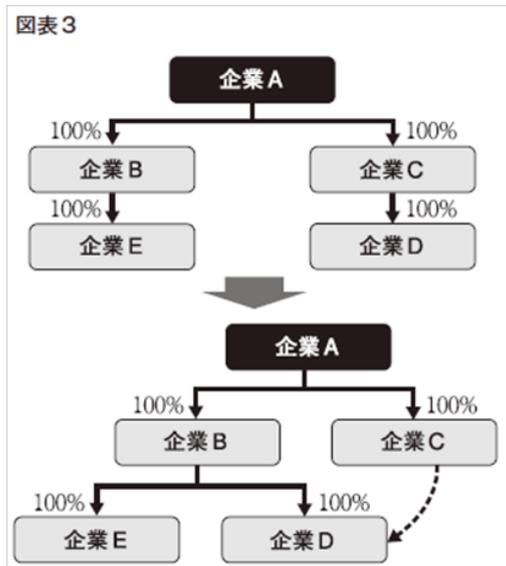
⁸ IFRS第10号は2013年1月1日以降開始する事業年度から強制適用される。それまでは、IAS第27号（2008年版）が適用となる（以下、同じ）。

⁹ IFRIC第17号では、非交換取引である資産の分配を次の類型に分けている。
a. 非現金資産の分配
b. 所有者に非現金資産又は現金のいずれを受け取るかの選択が認められる分配

¹⁰ 共通支配下の企業の結合の定義（IFRS第3号B1項）を満たすことを前提。

【設例1】現金取得

<前提条件>



- 企業Bは企業D¹¹の全株式を取得するため、企業Cに2,000を支払う。
- 取得日における企業Dの公正価値は2,500である。
- 譲渡企業である企業Cの連結財務諸表上の帳簿価額によれば、取得日における企業Dの純資産は1,200である。
- 取得日における企業Dの識別可能な資産負債の公正価値は、1,500である。
- IFRS第3号に基づき、企業Bが取得企業であると判定された。

<譲受企業Bの仕訳(連結財務諸表)¹²>

①企業Bが連結財務諸表上、簿価会計を選択した場合

企業Bは、取得時純資産の簿価として、企業Cの連結財務諸表上の帳簿価額を使用する。

企業Dの取得の認識	借方	貸方
純資産(企業D)	1,200	
その他の資本*	800	
現金		2,000

* 当該取引は、最上位の親会社と企業Bの取引として、次の2つの取引から構成されるものとする。

11 事業の定義(IFRS第3号B7項)を満たす。

12 企業Bを頂点とする連結財務諸表を意味する。

	借方	貸方	
その他の資本 (分配)	2,000		企業Bから最上位の親会社への分配
現金		2,000	
純資産(企業D)	1,200		最上位の親会社から企業Bへの拠出
その他の資本 (拠出)		1,200	

②企業Bが連結財務諸表上、取得法を選択した場合

IFRS第3号に従い、企業Bの公正価値(2,500)と識別可能な資産負債の公正価値(1,500)との差額(1,000)をのれんとして処理する。また、対価(2,000)と企業Bの公正価値(2,500)との差額(500)はその他の資本として処理をする。

企業Dの取得の認識	借方	貸方
純資産(企業D)	1,500	
のれん	1,000	
現金		2,000
その他の資本		500

【説例2】無対価の場合

<前提条件>

- 企業Cは、企業Bへ企業D¹³の全株式の現物出資(無対価)を行った。
- 現物出資が企業Cの自由裁量ではなくなった日とその効力が生じた日との間で企業Dの帳簿価額または公正価値に変更はない。
- その他の前提条件は、設例1と同じである。

<譲渡企業Cの仕訳(連結財務諸表)¹⁴>

当該共通支配下の取引は、譲渡企業C側からみてスピノフに該当するためIFRIC第17号に従った処理か簿価会計を選択する。

¹³ 事業の定義(IFRS第3号B7項)を満たす。

¹⁴ 企業Cを頂点とする連結財務諸表を意味する。

①IFRIC第17号に従った処理を選択した場合

企業Dの支配喪失の処理	借方	貸方
その他の資本	2,500	
分配債務		2,500
分配債務	2,500	
純資産(企業D)		1,200
純損益		1,300

②簿価会計を選択した場合

企業Dの支配喪失の処理	借方	貸方
その他の資本	1,200	
分配債務		1,200
分配債務	1,200	
純資産(企業D)		1,200

おわりに

共通支配下の企業の結合に関する論点は、今回取り上げた論点以外にも、数多く存在します。

共通支配下の企業の結合は、企業結合の中でも、頻繁に生じるものであるといえます。今後、実務に適用するに当たって、複数の会計方針に関する各々の背景を理解し、財務上の影響を考慮しながら、各企業のおかれた状況に応じて適切な会計方針を選択しなければならない局面が多く存在すると考えられます。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRS本部 IFRS Information Desk

e-Mail: AZSA-IFRS@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2012 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

www.azsa.or.jp/ifrs

この「IFRSにおける適用上の論点」は、『週刊経営財務』3063号(2012年5月7日)に掲載したものです。発行所である税務研究会の許可を得て、あずさ監査法人がウェブサイトに掲載しているものですので、他への転載・転用はご遠慮ください。